

令和2年（2020年）4月21日

熊本県新型コロナウイルス等対策協議会
構成機関・団体の長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の使用停止の協力要請等
について

このことについて、下記1のとおり施設の使用停止の協力要請を行うとともに、下記2のとおり事業者への新たな支援を行うことを公表しましたのでお知らせします。

つきましては、下記1に該当する施設を所管する場合は、使用停止等の措置を取っていただくとともに、貴機関・団体所属の会員等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記2につきましては、別途詳細をお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 施設の使用停止の協力要請

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県民一丸となって接触機会の低減に徹底的に取り組むため、事業者の皆様には施設の使用停止の協力を要請する。

(1) 要請する内容等

- ①感染拡大につながるおそれのある施設について、施設の使用停止の協力を要請する。
- ②以下の施設は、「3密」を避けるための措置を行ったうえで、原則として、施設の使用停止の協力要請は行わない。
 - ・医療施設や社会福祉施設など
 - ・食料品などの生活必需品を提供する施設など
 - ・その他、社会の安定の維持に必要な施設など

(2) 要請する期間

特措法第24条第9項に基づき施設の使用停止の協力を要請する期間は、令和2年（2020年）4月22日（水）から令和2年（2020年）5月6日（水）までとする。

※協力要請を行う施設の一覧は、別紙1を御参照ください。

2 事業者への新たな支援

感染症拡大により、影響を受けている事業所に対して、「熊本県休業要請協力金（仮称）」及び「熊本県事業継続支援金（仮称）」を支給する。

（1）支援の対象

【熊本県休業要請協力金（仮称）】

本県からの施設の使用停止の要請（休業要請）に応じていただいた中小企業等。

【熊本県事業継続支援金（仮称）】

国の「持続化給付金」の対象外となる、売上げが前年同月比で30%以上、50%未満減少している中小企業等。

（2）支援の金額

【熊本県休業要請協力金（仮称）】

一律10万円

【熊本県事業継続支援金（仮称）】

法人は最大20まん延、個人事業者は最大10万円

（3）申請開始時期

現在検討中。できるだけ早急に開始。

※事業の詳細については、別紙2を御参照ください。

3 相談窓口

受付時間：9時～19時（平日・休日）

電 話：096-333-2828（直通）

<お問合せ先>

◆施設の使用停止の協力要請に関すること

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（熊本県健康福祉部健康危機管理課） 上野・緒方

直通：096-333-2256（内線7006）

◆事業者への新たな支援に関すること

商工観光労働部 商工政策課 梅川・山田・桶谷

直通：096-333-2313

（内線5114・5111・5121）

1 区域

熊本県全域

2 期間

令和2年4月22日（水）から5月6日（水）まで

3 協力要請内容

特措法施行令第11条に規定する施設のうち、社会生活を維持する上で必要な施設等を除いた施設の管理者に対し、特措法第24条第9項に基づき施設の使用停止の協力を要請。

また、これに該当しないが、使用停止が望ましい施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼。

4 基本的に使用停止を要請する施設

(1) 特措法による協力要請を行う施設

施設の種類	内 訳
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス等
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
学校（上記を除く）	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※ 但し、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続して実施するよう要請
運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
博物館・ホテル等	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内 訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館・ホテル等	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

5 基本的に使用停止を要請しない施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※ 家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む） ※ 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等 ※ テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

※ 上記の施設については、別表「適切な感染防止対策」を参照の上、適切な感染防止対策を講ずること。

【別表】適切な感染防止対策

目 的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉、密集、密接）の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

休業要請に対する県の支援策について

休業要請や外出自粛要請により、収入が減少する事業者に対し、経済的痛みを寄り添い、事業継続を後押しするため、最大30万円を支援します。

休業要請への協力金（「休業要請協力金（仮称）」）

今回の県からの要請を受けて、休業に応じていただいた事業者に対し、協力金として一律10万円を支給します。

これまでの不要不急の外出自粛要請から一歩踏み込んで、休業要請という形で更に強くお願いしますので、協力金を支給します。

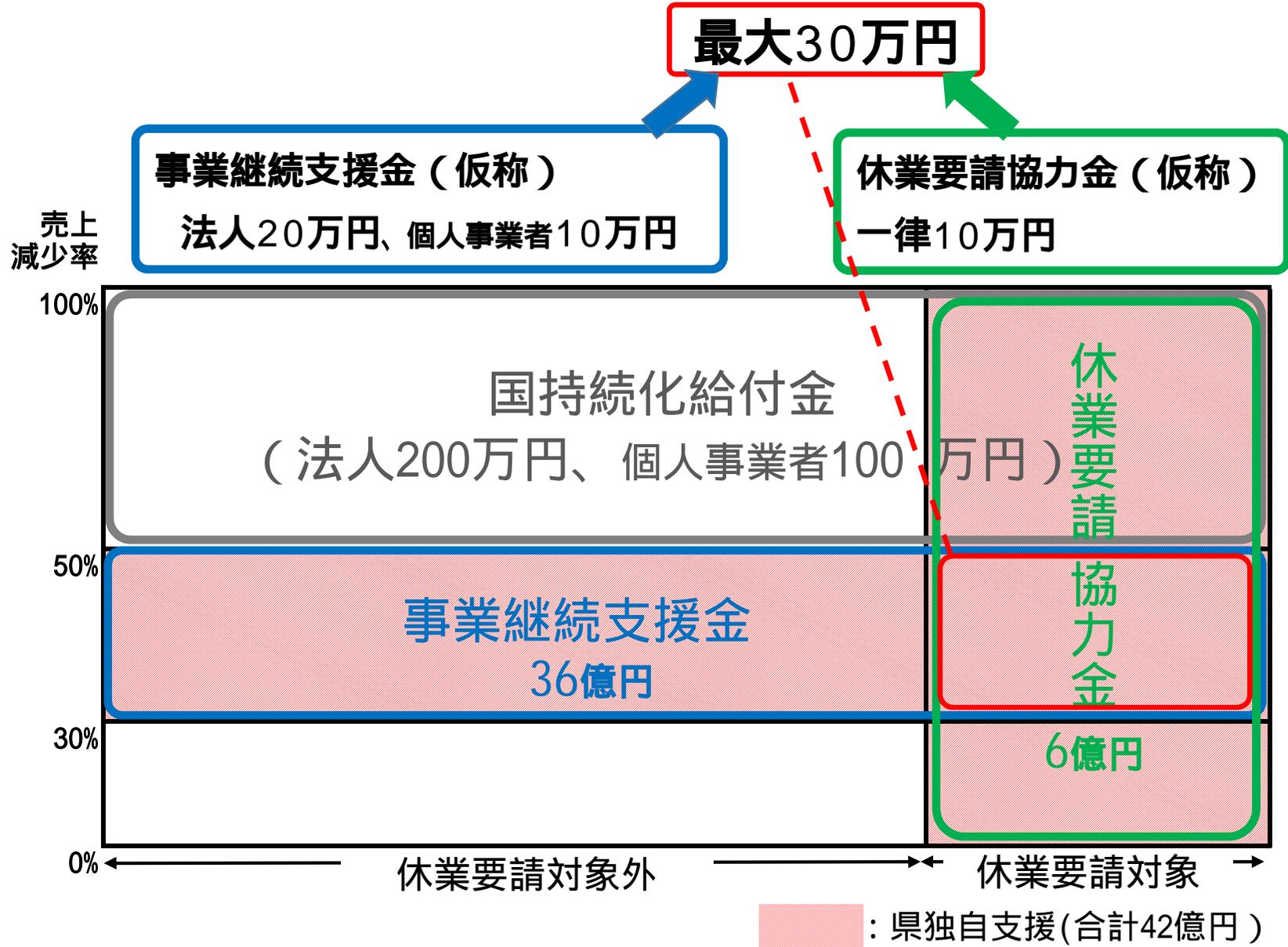
事業継続への支援金（「事業継続支援金（仮称）」）

国の「持続化給付金」の対象外となる、売上が前年同月比で30%以上50%未満減少の事業者に対し、法人に最大20万円、個人事業者に最大10万円を支給します。

休業要請の対象となる事業者だけでなく、納入業者等を含め、感染拡大の影響を受けている多くの事業者の方々を幅広く支援することで、安心して休業いただける環境を整えます。

、併せて法人に最大30万円、個人事業者に最大20万円を支援します。

休業要請等に伴う新たな支援策



新型コロナウイルスで影響を受ける事業者への支援

休業要請の対象となる事業者だけでなく、感染拡大の影響を受けている多くの事業者の方々を幅広く支援します

資金繰りを強力に支援

予算規模
約283億円

県制度融資による資金繰り支援

(融資枠計1,500億円)

信用保証料を全額補助

一部市町村が利子を補助

保証料負担ゼロ+
利子負担実質ゼロ

熊本地震時借入分の借換が可能

融資限度額 2.4億円 (8,000万円×3資金)

雇用の継続への支援

予算規模
約1億円

【中小企業等に対する経営相談体制の強化】

政府要望により、雇用調整助成金について

中小企業の負担を最大9割まで助成拡大

雇用関係助成制度の活用支援

中小企業等に社会保険労務士を派遣し、

雇用調整助成金等の利用を支援

資金繰り等の経営不安に対するきめ細かな

相談支援

【新】事業継続への支援

予算規模
約42億円
(今後提案予定)

【熊本県休業要請協力金（仮称）】

休業要請に応じていただいた中小企業等

一律10万円

【国持続化給付金】

・対象者：中堅企業・中小企業・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

・要件：売上が前年同月比で50%以上減少

・給付額
法 人：200万円
個人事業者：100万円

【熊本県事業継続支援金】

(仮称)

国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等を県が重点的に支援

・対象者：国持続化給付金と同じ

・要件：売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少

・支援額
法 人：20万円
個人事業者：10万円